

【アメリカ】インターネット上の性目的人身取引と訴追—GAO 報告書—

海外立法情報課 中川 かおり

* 2021年6月21日、会計検査院（GAO）は、売春及び性目的人身取引の促進等を行うプラットフォームの所有者に対する訴追規定の実施状況等につき、連邦議会に報告書を提出した。

1 合衆国法典第 18 編第 2421A 条の概要

2018年4月11日に成立したインターネット上の人身取引対策法（FOSTA）¹の第3条は、合衆国法典第18編第2421A条²を新設し、オンラインプラットフォーム（以下「プラットフォーム」）の所有者等が、故意に売春の促進等を行う場合に10年以下の拘禁刑等の刑事罰を定める（第2421A条a項）。さらに、このプラットフォームの所有者等は、①5名以上の者の売春を促進等する場合又は②児童・成人の人身取引等を禁止する同編第1591条第a項に違反し、その行為が性目的の人身取引に資するという事実を、不注意により見逃す場合に、25年以下の拘禁刑等の加重罰に処され（同条b項）、これにより損害を受けた者は、民事損害賠償請求訴訟を提起することができる（同条c項）。また、②の規定に基づき裁判所が有罪判決を下す場合に、刑事損害填補（restitution）³命令を発するとされる（同条d項）。

同法第8条に従い、会計検査院（United States Government Accountability Office: GAO）は、2021年6月21日、第2421A条に基づく民事損害賠償及び刑事損害填補の請求・提供の範囲につき、連邦議会に報告書を提出した⁴。

2 報告書の概要

(1) 2つの出来事とプラットフォームの変化

2018年4月6日に、性目的のインターネット広告を提供する大手プラットフォームであるバックページ（backpage.com）が連邦捜査局の差押えを受けて閉鎖されたこと、同月11日に、上記の連邦法が成立したことの2つの出来事を契機として、①別のプラットフォームの利用拡大、②プラットフォームによるユーザのメッセージの処理法の変化、③外国へのプラットフォームの移転等が生じた。

①利用が拡大したプラットフォームには、ホビー・ボード（hobby board）とシュガー・デーティング（sugar dating）の2つがある。バックページの閉鎖後は、広告プラットフォームでスパム⁵等が増加したことから、性サービスの価格、場所、レビュー等につき情報を提供し、事実上の広告プラットフォームとして運用されていたホビー・ボードへの利用者の移転が起きた。また、シュガー・デーティングは、性行為が期待され、又は示唆される商業的合意につき、購

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年9月9日である。

¹ Allow States and Victims to Fight Online Sex Trafficking Act of 2017, P.L.115-164. <<https://www.congress.gov/115/plaws/publ164/PLAW-115publ164.pdf>> 解説は、次を参照。中川かおり「【アメリカ】インターネット上の人身取引対策法」『外国の立法』No.278-2, 2019.2, pp.10-11.

² 合衆国法典第18編第2421A条及び同編第1591条の翻訳は、次を参照。同「アメリカの人身取引対策に関する法整備の現状—捜査及び訴追を中心に—」『外国の立法』No.284, 2020.6, pp.43-44, 49-50.

³ 刑事裁判において有罪とされた者に一定の刑を科す条件として命ぜられる被害者への賠償等をいう。田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会, 1991, p.728.

⁴ United States Government Accountability Office, “SEX TRAFFICKING: Online Platforms and Federal Prosecutions,” GAO-21-385, June 2021. <<https://www.gao.gov/assets/gao-21-385.pdf>>

⁵ 受信者や媒体の意向を無視して、無差別かつ大量に一括してばらまかれるメッセージをいう。

入者と販売者をつなげるプラットフォームであり、ユーザのウェブ上の経路に応じて、同社のウェブサイトを訪問時に開く最初のページを複数用意するといったサービスにより、ユーザを集めている。これらのプラットフォームにより、市場の細分化が進み、バックページが存在した時代よりも捜査が困難になった。

②近年、プラットフォームは、a)ユーザ間で共有されるメッセージを様々なレベルで暗号化し、b)偽IDの利用による匿名性の確保をユーザに認め、c)閲覧されたコンテンツを短時間で自動的に消去する等の処理を行うようになった。これにより、捜査における証拠の収集等が阻害されている。

③プラットフォームの所有者等に対する捜査は、多くの場合、膨大な電子通信及び金融取引に必要な証拠が含まれているために、国内でも、集中した審査と分析が必要である。これに加え、プラットフォームが外国に移転すると、自発的に証拠の提供に応じない可能性もあり、また、証拠等を、捜査共助の請求を通じて外国から取り寄せるためには時間もかかる。

(2) 連邦司法省等による訴訟の現況

2014年1月から2020年12月までの間に、連邦司法省は、バックページ社に対する3件の訴訟を含め、売春に関わるプラットフォームの所有者等に対して、少なくとも11件の刑事訴訟を提起した⁶。

2014年6月に、ラケッティアリング (racketeering)⁷に関する規定に基づき提起された訴訟で、売春に関わるプラットフォームの所有者が、連邦裁判所で初めて有罪とされた⁸。同省による他の訴訟も、ラケッティアリング及び資金洗浄⁹に関する規定を根拠に提起されたもので、新設された第2421A条に基づく訴訟としては、2020年6月に、同省が、シティクスガイド社 (cityxguide.com) に対し、同条b項の規定に基づく加重罰を求めて提起したものが最初である。これは現在までに同条の規定に基づき提起された唯一の訴訟であり¹⁰、2021年3月時点で進行中で、これまでに刑事損害填補の請求・提供はない。

同省の職員によれば、同条の規定は比較的新しいため、また、検察官が他の規定に基づく訴訟で成功してきたために、依然としてあまり用いられていないが、この規定には、①単独で利用価値がある場合と②他の規定と併用することで利用価値がある場合があると評価する。

①同条b項の規定は、最大で25年の拘禁刑を定めることにより、適切な場合に加重罰を科すことを許容することがある。これに対し、ラケッティアリング及び資金洗浄の規定による罰則は、通常は、5年、10年又は20年以下の拘禁刑を定めるにとどまる。②ラケッティアリング及び資金洗浄の規定と併せて、同条の規定に基づき起訴することは、犯罪行為の過程で、関係する全ての行為が訴追されることを支援することが期待される。また、複数規定に基づき訴訟を提起することで、検察官は有罪判決を得やすくなる。

なお、2020年11月には、同条c項の規定に基づく初の民事損害賠償請求訴訟が提起されたが¹¹、2021年3月、連邦地方裁判所は請求を却下した。

⁶ “Appendix III: Federal Criminal Cases Brought Against Those Who Control Online Platforms.” *op.cit.*(4), pp.45-48.

⁷ 18 U.S.C. § 1952. 賭博、贈賄、売春、麻薬取引、悪徳貸付商法などを含む極めて広範な犯罪活動をラケッティアリング (ゆすり) と呼び、これを手段として、直接間接に事業活動に浸透、支配し、そこを資金源として直接間接に利潤を上げることが犯罪とされる。田中ほか編, 前掲注(3), p.735.

⁸ USA v. Omuro et al., No.3: 14-CR-00336.

⁹ 18 U.S.C. §§ 1956, 1957.

¹⁰ USA v. Martono, No.3: 20-CR-00274.

¹¹ Brooks v. D’Errico, No.4: 20-CV-40148.